

入 札 説 明 書

名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 8 年 8 月 26 日

2. 契約者等

国立大学法人東海国立大学機構 機構長 松 尾 清 一

3. ◎調達機関番号 415 ◎所在地番号 23

○第 1 号

4. 品目分類番号 41

5. 担当部局

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町

国立大学法人東海国立大学機構 施設統括部施設企画課施設契約係

T E L 052-789-5667・2118

メールアドレス s-keiyaku※t.thers.ac.jp（※を@に変更すること。）

6. 工事概要等

（1）工事名 名古屋大学（医病他）基幹整備（特高受変電設備等）工事

（2）工事場所 愛知県名古屋市昭和区鶴舞町 65 名古屋大学鶴舞団地構内

（3）工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

本工事は、名古屋大学鶴舞団地における特高受変電設備及び配電設備、
附随する中央監視制御設備（電気）等の更新に伴う電気設備工事である。

（4）工 期 令和 11 年 3 月 30 日まで。

（5）使用する主要な資機材 特別高圧受変電設備一式（特別高圧変圧器 3 台、特別高圧
引込盤 3 面他）、電力貯蔵設備一式（直流電源装置 1 台）、
電灯設備一式、動力設備一式、受変電設備一式、中央監視制
御設備一式、構内配電線路一式、構内通信線路一式、特別高
圧・高圧・低圧・制御ケーブル一式

（6）本工事は、工事施工について、「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」及び「工
事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外
の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する
工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施
工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合
評価落札方式の試行工事である。

- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページの電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札方式での申請・参加は原則認めない。ただし応札者にやむを得ない事情がある場合は、東海国立大学機構施設統括部施設企画課施設契約係に承諾願を提出して特別に認めるものとする。

7. 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあつては、競争参加資格の確認までに、機構長から共同企業体としての認定を受けていること。

- (1) 国立大学法人東海国立大学機構契約事務取扱細則第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
- (3) 文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記 2 の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は 1,100 点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、820 点）以上であること。

なお、当該競争参加資格については、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室の申請受付窓口において随時受け付けている。

- (4) 平成 23 年度以降に、元請として完成・引渡し完了した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。）
- ① 単体又は共同企業体の代表者
特別高圧変圧器を含む特別高圧受変電設備の新設又は更新工事
 - ② 共同企業体の代表者以外の構成員
高圧受変電設備の新設又は更新工事
- (5) 共同企業体の構成員は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の建築工事業につ

き、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満でも、同等として取り扱うことができるものとする。

- (6) 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。
- (7) 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- (8) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。
- (9) 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとする。
- (10) 単体又は共同企業体の各構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
 - ② 平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記7(4)に掲げる同種工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (11) 当該機構長から「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」（令和2年4月1日施行）に基づく取引停止措置（以下、「取引停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
- (12) 上記6に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。設計共同体については各構成員又は当該構成員。以下同じ。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第13第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が

更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(ア) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているとき。

(イ) 役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているが否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

8. 設計業務等の受託者等

(1) 上記 7 (12) の「上記 6 に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社テクノ工営

(2) 上記 7 (12) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

9. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「技術提案書等」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の（ア）、（イ）の要件に該当する者のうち、下記 9（2）④によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

（2）総合評価の方法

- ① 「標準点」を 100 点とする。「加算点」は下記 9（3）①「ワーク・ライフ・バランス等の推進」、②「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」（以下「企業の高度な技術力」という。）及び③「工事全般の施工計画」の評価項目において、技術提案書の内容に応じ、最高 42 点を与える。「施工体制評価点」は下記 9（3）④「企業の施工体制」の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高 30 点を与える。

- ② 「企業の高度な技術力」の評価点数については、入札後に「施工体制評価点」の得点割合を乗じて得点を算出するものとする。

入札後の「企業な高度な技術力」の評価点数の合計
＝入札前の「企業な高度な技術力」の評価点数の合計×（「施工体制評価点」／30）

- ③ 「加算点」の算出方法は、下記 9（3）①、②及び③の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ④ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記 9（2）③によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
- ⑤ 入札参加者の申込みに係る価格（V E 提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を別添の「施工体制確認型総合評価落札方式について」のⅠ 2（2）の資料において明らかにしたときは、コスト削減金額として機構長（その補助者を含む。）が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした別添の「施工体制確認型総合評価落札方式について」のⅡ 3 の表上欄に掲げる各費用項目の金額（「直接工事費の額」は、直接工事費からその 10 分の 1 を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の 10 分の 1 を加えた額）に、同表下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、下記 10（3）の企業の施工体制の審査を特に重点的に行う。

(3) 評価項目及び評価基準

評価項目については以下のとおりとする。

項目		細目	評価基準		配点
企業・社会信頼性	①ワーク・ライフ・バランス等の推進		ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	・あり (ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限り)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)) ※外国法人については、内閣府によるワークライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。	2.0 点
				・なし	0.0 点
企業の高度な技術力	② V E 提案と V E 提案に基づく施工計画 ※工事内容により最大3項目	総合的なコスト	ライフサイクルコスト その他	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる	10.0 点
				良＋: 適切であり、優れた工夫が見られる	7.5 点
				良 : 適切であり、工夫が見られる	5.0 点
				良－: 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない	2.5 点
				可 : 適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない(VE提案は全て不採用)	0.0 点
		性能等	機能・強度・耐久性等	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる	
				良＋: 適切であり、優れた工夫が見られる	
				良 : 適切であり、工夫が見られる	
				良－: 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない	
				可 : 適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない(VE提案は全て不採用)	
		社会的要請	環境の維持 交通の確保 特別な安全対策 省資源・リサイクル	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる	10.0 点
				良＋: 適切であり、優れた工夫が見られる	7.5 点
				良 : 適切であり、工夫が見られる	5.0 点
				良－: 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない	2.5 点
				可 : 適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない(VE提案は全て不採用)	0.0 点
	③工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見	優 : 適切であり、非常に優れた工夫が見られる	20.0 点	
			良＋: 適切であり、優れた工夫が見られる	15.0 点	
			良 : 適切であり、工夫が見られる	10.0 点	
			良－: 適切であるが、あまり加点すべき工夫が見られない	5.0 点	
			可 : 適切であるが、特に加点すべき工夫が見られない	0.0 点	
			不適切 : 施工計画が不適切である【欠格】	欠格	
合 計					42.0 点

評価項目		評価基準及び評価方式	配点
④ 企業 の 施 工 体 制	品質確保の 実効性	優：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15.0 点
		良：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5.0 点
		可：その他	0.0 点
	施工体制確保の 確実性	優：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15.0 点
		良：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5.0 点
		可：その他	0.0 点
合 計			30.0 点

- (4) 受注者の責により、採用された「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止措置を行うものとする。

(5) 技術提案書等に対するヒアリング

技術提案書等に対するヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

10. 施工体制の審査に係るヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して開札後速やかにヒアリングを実施する。なお、入札価格が低入札価格調査の最低基準価格（東海国立大学機構契約事務取扱細則第 16 条に基づく価格をいう。以下「最低基準価格」という。別添の「施工体制確認型総合評価落札方式について」の I 1 を参照のこと。）以上の者にあつては、電話によるヒアリングをすることがある。

(1) 日時 令和 8 年 11 月 26 日（木）から令和 8 年 11 月 27 日（金）まで

(2) 場所 上記 5 に同じ

(3) 資料の提出 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が最低基準価格に満たない者に対しては、技術提案書に加え、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記 14（3）の開札後、令和 8 年 11 月 13 日（金）15 時までに入札参加者あて連絡するものとし、その提出は持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時までとする。

なお、追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

提出を求めることとなる追加資料は、別添の「施工体制確認型総合評価落札方式について」の I 2 のとおり。

また、最低基準価格に満たない者に対しては下記 14（3）の開札後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記 14（3）の開札後、追加資料の提出を行わない旨を令和 8 年 11 月 20 日（金）17 時まで上記 5 へ書面（様式自由）にて提出（持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とする。）するものとする。追加資料の提出を行わない旨の書面の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

(4) その他 入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とする。下記 10（4）①及び②に掲げる事項に該当する場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。なお、天災・事故等やむを得ないと認められる事由により通知したヒアリング日時に出席できない場合は、その旨を申し出ること。

審査方法の概要は、別添の「施工体制確認型総合評価落札方式について」の I 3

のとおり。

① 追加資料の提出を行わない場合

- (イ) 資料が特定できない（工事名及び宛名等の記載がない）場合
- (ロ) 資料に代表者名及び代表者の押印がない場合（代表者には委任状により委任を受けた者を含む。）
- (ハ) 資料の全部又は一部が未提出の場合
- (ニ) 資料の全部又は主要な部分の記載がない場合
- (ホ) 資料が指定された様式で提出されていない場合
- (ヘ) 提出期限までに資料が未提出である場合（資料の一部提出は、提出とは認めない）

② ヒアリングに応じない場合

- (イ) ヒアリング日時に出席しない場合（天災・事故等やむを得ないと認められる事由で、ヒアリング時刻前にその旨申し出た場合を除く。）
- (ロ) 競争参加資格確認結果通知時に資格要件「有」の条件として発注者が指定した場合は当該配置予定技術者、それ以外の場合はヒアリング出席者として入札参加者が登録した配置予定技術者がヒアリングに出席しない場合（ただし、指定又は登録した複数の配置予定技術者のうち、少なくとも1名がヒアリングに出席した場合は、本無効要件には該当しない。）
- (ハ) 入札参加者に所属していない者がヒアリングに出席した場合

11. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記7に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、競争参加資格確認申請書及び技術提案書等を提出し、機構長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記7（3）に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も、開札のときにおいて上記7（3）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記7（3）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間 令和8年8月26日（水） から 令和8年9月24日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の令和8年9月24日（火）は、15時00分まで。）。
- ② 提出場所 上記5に同じ。
- ③ 提出方法 申請書の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出先へ持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

技術提案書等は、電子入札、紙入札を問わず提出先へ持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することと

し、ファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 申請書は、別記様式 1 により作成すること。

(3) 上記 7 (4) の同種の工事の施工実績及び上記 7 (10) の配置予定技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 技術提案書等は次に従い作成すること。

なお、下記 11 (4) ①の同種の工事の施工実績及び下記 11 (4) ②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成・引渡が完了しているものに限り記載すること。

① 施工実績

上記 7 (4) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式 2 に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

② 配置予定の技術者

上記 7 (10) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び現在の他工事の従事状況を別記様式 3 に記載すること。（共同企業体で参加する場合は、構成員ごとに作成すること。）この場合においては、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することができる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者としてすることができる。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては、取引停止措置を行うことがある。

③ 契約書（契約履行証明書）等の写し

別記様式 2 及び 3 に係る資料として、上記 11 (4) ①及び②の同種の工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる契約書等（契約書、CORINS 及び記載した工事の内容が判断できる図面）の写しを提出すること。

別記様式 3 に係る資料として、配置予定技術者が上記 7 (5) に掲げる資格を有することを判断できる資料及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

④ 資格の写し

上記 11 (4) ②の配置予定技術者の資格の写しを提出すること。

⑤ 設計業務等の受託者との関連

上記 8 に基づき、別記様式 4 を作成すること（共同企業体で参加する場合は、構成員ごとに作成すること）。

(5) 技術提案書（別記様式 4）等は次に従い作成すること。

① VE 提案と VE 提案に基づく施工計画

VE 提案により施工しようとする場合は、評価項目における技術的事項に対する所見を別紙 1、2 に記載すること。また、VE 提案が不採用となった場合には、標

準案に基づいて入札に参加することができる。

V E 提案を行わない場合は、V E 提案を行わない旨を明記し、別紙 1、2 を提出すること。

② 工事全般の施工計画

V E 提案を行わない入札参加希望者も、全てが、別紙 3 により提案を行うこと。ただし、「不適切（欠格）」の評価を受けた入札参加希望者については、入札への参加を認めない。

③ ワーク・ライフ・バランス等の推進

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定の有無について記載すること。当該認定を有する場合は、同認定を受けていることを証する書類を添付すること。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

○外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

（6）競争参加資格の確認は、申請書及び技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和 8 年 10 月 9 日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

（7）V E 提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、V E 提案が不採用の場合は、その理由を付して通知する。

（8）その他

① 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された技術提案書等は、提出者に無断で競争参加資格の確認等本入札執行以外の目的に使用しない。

③ 提出された技術提案書等は返却しない。

④ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 提出する技術提案書等の資料は、電子データ（Word・Excel・PDF 等、メディアは DVD-R 等）も併せて提出すること。なお、技術提案書等に関する問い合わせ先は上記 5 に同じとする。

⑥ 採用された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になったときは、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

⑦ 技術提案書等提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。

12. 競争参加資格がないと認めた者及びV E提案が採用されなかった者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者及びV E提案が採用されなかった者は、機構長に対して、競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案を採用しなかった理由について、次に従い（様式は任意）説明を求めることができる。

① 提出期限 令和8年10月9日（金）から令和8年10月21日（水）までの日曜日、土曜日、祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の令和8年10月21日（水）は、15時00分まで。）。

② 提出場所 上記5に同じ

③ 提出方法 書面は持参により提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(2) 機構長は、令和8年10月30日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

13. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間 令和8年10月9日（金）から令和8年11月2日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。（ただし、最終日の令和8年11月2日（月）は、15時00分まで。）。

② 提出場所 上記5に同じ

③ 提出方法 電子データ（word、excel 等編集可能な形式）にて、「5. 担当部局」に記載のメールアドレス宛に提出するものとする。

(2) (1) の質問に対する回答書は電子メールで回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間 令和8年11月5日（木）から令和8年11月9日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

② 閲覧場所 上記5に同じ

14. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時 令和8年11月10日（火）9時00分から15時00分まで

(2) 入札場所 〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町
東海国立大学機構施設統括部施設企画課

(3) 開札日時 令和8年11月11日（水）9時30分

(4) 開札場所 入札場所に同じ。

(5) その他 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、機構長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

15. 入札書の提出方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、機構長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認めない。

- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

16. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、見積る入札金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付するものとする。ただし、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 12 条の規程に掲げる入札保証金に変わる担保をもって入札保証金の納付に代えることができる（取扱法人 東海国立大学機構）。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に変わる担保の保証及び入札保証金の全額が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を提出しない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の 100 分の 5 に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の 100 分の 30 に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
- ① 提出期間 令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 8 年 11 月 10 日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（ただし、最終日の令和 8 年 11 月 10 日（火）は、15 時 00 分まで。）。
- ② 提出場所 上記 5 に同じ。
- ③ 提出方法 書類の提出は、持参することとし、郵送によるものは認めない。
- ④ 減額変更 認めない。
- ⑤ 保証期間 令和 8 年 12 月 28 日（月）まで
- ⑥ 入札保証金の納付等又は書類が、別表 1 各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争加入者の入札を無効とする。
- ⑦ その他 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 30 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に機構長を被保険者とする履行保証保険契約（契約額の 100 分の 30 以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と公共工事履行保証契約（契約額の 100 分の 30 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

17. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、第1回の入札書の提出に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにするものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書については、機構長（その補助者を含む。）が説明を求められることがある。また、工事費内訳書が別表2各項に該当する場合については、競争加入者心得第30第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。
- (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであって、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素が提示された技術提案書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と同時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記17(1)に違反して行われず、競争加入者心得第30第11号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする場合がある。

18. 開札

開札は、上記14に掲げる日時及び場所において、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ただし、機構長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

19. 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、機構長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止措置を受けている者等、開札の時ににおいて上記7に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

20. 落札者の決定方法

(1) 東海国立大学機構契約事務取扱細則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者としてすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が最低基準価格を下回る場合は、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 17 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「施工体制確認型総合評価落札方式について」の I 1 を参照すること。

21. 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

22. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書等の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 7 (10) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

23. 手続きにおける交渉の有無 無

24. 契約書の作成

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

25. 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき 6 回以内に支払うものとする。

26. 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）をするものとする。

27. 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

28. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室 TEL03-5253-2111（大代表））に対して苦情を申し立てることができる。

29. 共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の特例

共同企業体の構成員の一部が、上記11（1）①に記述する申請書及び資料の提出期限から（6）に記述する期限の前日までの間に、指名停止措置を受けた場合については、以下のとおり特例として取り扱うものとする。

- （1）当該共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに共同企業体を結成し、共同企業体としての申請書及び資料を提出することができるものとする。
- （2）（1）にかかわらず、残余の構成員は、指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充せず、単体で申請書及び資料を提出することができるものとする。
- （3）（1）から（2）までの場合の申請書及び資料の提出が、構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由による場合は、これを認めない。
- （4）（1）から（2）までの場合の申請書及び資料の提出があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わないものとする。
- （5）（1）から（2）までの場合の申請書及び資料の提出期限等について、以下のとおりとする。
 - ① 提出期限 令和8年10月1日（木）12時00分
 - ② 提出場所 上記5に同じ
 - ③ その他 書面は持参により提出するものとし、郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。

30. 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。

31. その他

- （1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- （3）技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに取引停止措置要領に基づく取引停止を行うことがある。
- （4）落札者は、上記7（10）の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- （5）落札した総合建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

- (6) 入札説明書を入手した者は、これを本手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 本工事に共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。（事業協同組合についても同様とする。）
- (8) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を、参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書及び図面に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書及び図面に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書及び図面に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- ① 提出期間 令和8年10月9日（金）から令和8年11月2日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の令和8年11月2日（月）は、15時00分まで。）。
- ② 提出先 上記5に同じ。
- ③ 提出方法 電子データ（word、excel等編集可能な形式）にて、「5. 担当部局」に記載のメールアドレス宛に提出するものとする。
- ④ 回答期間 令和8年11月5日（木）から令和8年11月9日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
- ⑤ 回答場所 上数量書に対する質問書への回答は、電子メールで回答するとともに、記5にて閲覧に供する。

別表 1

入札保証金の納付等又は書類の確認事項

1. 未納付であると認められる場合(未納付であると同視できる場合を含む)	(1)	入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証金である場合
	(3)	入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証金の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
	(4)	白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合		

別表 2

工事費内訳書の確認事項

1. 未提出であると認められる場合(未提出である と同視できる場合を含む)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

施工体制確認型総合評価落札方式について

I 施工体制確認型総合評価落札方式

1 最低基準価格

東海国立大学機構契約事務取扱細則第 16 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者に対し、同細則第 17 条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 統一基準における直接工事費の額に 10 分の 9.63 を乗じて得た額
- (2) 統一基準における共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 統一基準における現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 統一基準における一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

※統一基準とは、公共建築工事積算基準（統一基準）を指す。

2 ヒアリングのための追加資料

- (1) 入札参加者の申込みに係る価格が記 1 の最低基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。（「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 21 年 3 月 31 日大臣官房文教施設企画部長通知）別添 1「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。ただし、同要領中「支出負担行為担当官」を「機構長」に読み替えるものとする。なお、添付書類の提出は不要。）

- ・下請予定業者等一覧表（様式 4）
- ・配置予定技術者名簿（様式 5）
- ・資材購入予定先一覧（様式 8－2）
- ・機械リース元一覧（様式 9－2）
- ・労務者の確保計画（様式 10－1）
- ・工種別労務者配置計画（様式 10－2）
- ・建設副産物の搬出地（様式 11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13－1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13－2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13－3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14－1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14－2）

- ・施工体制台帳（様式 16）

- （２） ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式 2－1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式 2－2）
- ・ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書（様式 3）

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、技術提案書、入札説明書 7 の施工体制確認のためのヒアリング、上記 2（１）の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、上記 2（１）の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

- （１） 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

- （２） 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の最低基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の最低基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式 11、様式 12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式 14－1、様式 14－2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式 13－1、様式 13－2、様式 13－3）

- （３） 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の最低基準価格以上であるときは、審査項目に関

する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の最低基準価格を満たないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式 4、様式 16）
- ② 施行計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式 8－2、様式 9－2、様式 10－1、様式 10－2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式 5）

Ⅱ 東海国立大学機構契約事務取扱細則第 17 条の規定に基づく調査について

- 1 最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 17 条の規定に基づき調査（低入札価格調査）を実施する。ここで、最低基準価格は、上記Ⅰ 1 に記載するとおりである。
- 2 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持機械数の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (10) 経営内容
 - (11) (1) から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
 - (12) (9)の公共工事の成績状況
 - (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
 - (14) 信用状況（建設業法違反の有無、貸金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
 - (15) その他必要な事項